

平成 21 年 4 月 1 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19530034
 研究課題名（和文） フランス、トルコおよびわが国における国家の非宗教性および宗教的中立性に関する研究
 研究課題名（英文） Study about the secularism and religious neutrality of State in France, in Turkey and in Japan
 研究代表者
 小泉 洋一（KOIZUMI YOUICHI）
 甲南大学・法学部・教授
 研究者番号：80195643

研究成果の概要：特定宗教が社会において圧倒的な支配力を持つフランスおよびトルコでは、公的領域から宗教を排除することによって政教分離を憲法原則とした。両国ともその際国家による宗教統制を伴いながらそれが行われた。フランスでは宗教の自由が尊重されるとともに社会における宗教的多様性が進むとともに国家の宗教的中立性が重視されたが、トルコでは国家による宗教統制を伴う国家の非宗教性に重点が置かれ、今日でも国家の宗教的中立性は軽視されている。わが国の神道指令と日本国憲法における政教分離を分析する際には、国家の非宗教性および宗教的中立性に注目することが有益である。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	600,000	180,000	780,000
2008年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：公法学

科研費の分科・細目：憲法

キーワード：政教分離、フランス憲法、トルコ憲法、信教の自由

1. 研究開始当初の背景

(1)わが国の最高裁判所は政教分離原則の意味として国家の「非宗教性」と「宗教的中立性」を明示したが、その両者の関係は不明であった。

(2)最高裁判所の判例法理であるいわゆる目的効果基準における目的審査は国家の非宗教性に対応し、効果審査は国家の宗教的中立性に対応するとみられた。

(3)わが国の憲法学はフランス憲法およびトルコ憲法の政教分離原則（ライシテ、ライクリッキ）を詳細に研究してこなかった。

2. 研究の目的

(1)国家の「非宗教性」と「宗教的中立性」の各々の内容およびその相互関係を、とくに信教の自由の保障や民主主義等、政教分離原則に密接に関わる諸原則に照らして、検討すること。

(2)フランスのライシテの原則およびトルコのライクリッキの原則を国家の「非宗教性」と「宗教的中立性」の観点から分析すること。

3. 研究の方法

(1) フランスに関する研究

①現在、手元にある研究資料で、フランスにおける国家の非宗教性と宗教的中立性とを概括的に研究を進める。

②フランスで収集すべき資料と情報をリストアップする。

③フランス人研究者に質問すべき事柄をリストアップし、それに基づき質問状（フランス語）を作成する。質問状は校閲してもらう。

④フランス人研究者に質問状を送るとともに面会の予約を取る。

⑤フランスに行き、7日間ほど滞在し、面会予約を取れたフランス人研究者に面会して意見を聴取する。その間に必要な図書・資料を入手する。

⑥帰国後、得た情報と資料を整理、分析する。

⑦必要があれば、国内の他の研究者に面会して、意見交換する。

⑧上記モランジュ氏およびメスネル氏は海外共同研究者であり、密に連絡をとるとともにとくに上記④⑤に関して援助してもらう。

(2) トルコに関する研究

①手元にある研究資料でトルコにおける国家の非宗教性と宗教的中立性とを概括的に研究を進める。

②国内のトルコの憲法等に関する国内研究者、トルコのライクリッキに関する国内研究者およびその他関係者に面会調査を行う。

③トルコで収集すべき資料と情報をリストアップする。

④トルコ人研究者に質問すべき事柄をリストアップし、それに基づき質問状を作成する。質問状（トルコ語）は校閲してもらう。

⑤トルコ人研究者に質問状を送るとともに面会の予約を取る。

⑥トルコに行き、7日間ほど滞在し、面会予約を取れたトルコ人研究者に面会して意見を聴取する。その間に必要な図書・資料を入手する。

⑦帰国後、得た情報と資料を整理、分析する。

⑧上記カボール氏およびスゼン氏は海外共同研究者であり、常に密に連絡をとるとともに、とくに上記⑤⑥に関して援助してもらう。

(3) その他

①国内外の学会に参加し研究者と意見交換する。

②神道指令に関する研究資料を収集し、分析する。

4. 研究成果

(1) フランスのライシテ

①ライシテの原則の意味や内容をどうみるかに関して多くの見解に分かれるが、一応、ライシテの原則の内容を、国の非宗派性、国の宗教的中立性および宗教的自由の保障という相互に密接に関わる三つの要素に整理するのが適切である。

②国の非宗派性は、公認宗教の拒否を意味し、政教分離法に規定された礼拝への補助金禁止の原則も国の非宗派性のコララーとなる。また、国の非宗派性から導き出される具体的な結論として、1884年まで議会開会時に議会の主催のもとに議会の働きのために行われてきた祈祷である公的祈祷の禁止がある。このような祈祷は、たとえ主要な宗教間で平等で行われていても——宗教的中立性が確保されても——許されないのである。

③国の宗教的中立性は、宗教的に偏りが無いこと、すなわち諸宗教の平等を意味すると理解されている。国の宗教的中立性に関して、近年、多元主義すなわち宗教的多様性の尊重の趣旨が強く意識される傾向がある。

(2) トルコのライクリッキ

①ライクリッキにおいても国家の非宗教性および宗教的中立性の2つの面があるが、宗教的中立性は今日まで重視されず、それより非宗教性が優位する。

②ライクリッキはトルコが西欧化を伴いながら近代国家を建設する際に国家事項から宗教を除去するように成立した。そこでラ

イクリッキは、宗教を西欧化、文明化するという側面がある。その結果、ライクリッキは宗教の国家領域からの除去、あるいは宗教の国家事項への不介入の観点で国家の非宗教性がきわめて厳格である。しかも、ライクリッキは宗教の国家管理にまで踏み込んだ面もある。そのため、国家の非宗教性を強力に実現するために、国が宗教事項に介入するといったように、国家の非宗教性からずれている面がある。

国家の非宗教性に関してライクリッキが憲法裁判所の判例において厳格に解釈適用されている。とくに、大学におけるスカーフ着用およびイスラム政党に関する事件においてうかがわれる。③ライクリッキは国家の宗教的中立性と一致する点が多い。だが、トルコでは宗教的多様性がかなり限定されているという事実は国家の中立性をみる上で重要である。トルコの人口 7260 万人のうち 99 パーセントがイスラム教徒であり、あとの 1 パーセントは、ギリシア正教派およびアルメニア正教会派のキリスト教徒、ユダヤ教徒、バーハイ教徒などである。イスラム教徒の大多数はスンニー派であり、これに加えて 1500 万から 2000 万人のアレヴィー派がいると推定される。アレヴィー派は、イスラムのシーア派に近いとみられるが、これをイスラムの異端とする見解、さらにイスラムとは異なる宗教とみる立場などもあるが、いずれにせよアレヴィー派はトルコにおける有力な宗教的マイノリティである。アレヴィー派がかなり存在することには注意を要するが、他の宗教・宗派はわずかであるので、トルコでの宗教的多様性は強くないと言わざるをえない。

このように宗教的多様性が弱いうえに、トルコでは宗教的多様性を嫌う社会的雰囲気も見られる。米国の 2007 年国際宗教自由報告書は、この点を、「宗教的多様性は、イス

ラムと『国民統合』への脅威として広く見られた」と指摘した。このような雰囲気は、宗教的マイノリティに対する不寛容や攻撃を生むばかりでなく、宗教を理由とする殺人までも起こしてきた。

学説ではライクリッキの解釈において国家の宗教的中立性を重視するのは全くの少数説である。憲法裁判所の判例でも宗教的中立性は重要ではなかった。だが、2008 年に初等中等教育における宗教教育に関して行政裁判所は国家の宗教的中立性を重視する判断を示した。それは、アレヴィー派の親が求めた子どもの宗教文化・道徳知識の履修免除の請求を拒否した教育行政機関の処分を取り消した下級裁判所判決を是認したものである。

(3)日本

神道指令では、神社神道を国家事項から排除した点で、国家の宗教的中立性よりは国家の非宗教性が強力に追求された。日本国憲法ではこれを受けて政教分離が憲法原則となっている。ここでは国家の非宗教性を前提として国家の宗教的中立性が導入されているとみることができる。だとすれば日本国憲法の解釈適用の検討においても国家の非宗教性と国家の宗教的中立性に着目すべきであろう。

(4)その他

国家の非宗教性と宗教的中立性から政教分離を分析する上で、メキシコが比較法研究に興味深い対象となる。メキシコの政教分離はフランスのライシテに影響を与えるとともに、トルコのライクリッキに共通する点もある。これらとわが国における政教分離の共通性および固有性を比較しなければならない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 10 件)

①小泉洋一「国際人権保障と政教関係——ヨーロッパ人権裁判所の判例におけるライシテの原則——」、甲南法学 47 巻 4 号、31—59 頁、2007 年、査読無し。

②小泉洋一「宗教領域におけるフランスの国家と教育——教育のライシテ——」、日仏教育学会年報 13 号、18 頁—24 頁、2007 年、査読無し。

③小泉洋一「政教分離と信教の自由——靖国神社問題の現状と課題——」、ジュリスト 1334 号、72—81 頁、2007 年、査読無し。

④小泉洋一「ライシテをめぐるフランスの政治と法」、宗教法 26 号、95—122 頁、2007 年、査読無し。

⑤小泉洋一「トルコ語宗教法文献目録」、宗教法 26 号、167—172 頁、2007 年、査読無し。

⑥小泉洋一「国家の宗教的中立性——ベッサラビア府主教正教会判決——」、戸波江二ほか編集『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社、375—378 頁、2008 年、査読無し。

⑦小泉洋一「宗教批判と表現の自由——ジニエフスキ対フランス事件（ヨーロッパ人権裁判所 2006 年 1 月 31 日判決）」、国際人権（国際人権法学会）18 号、142—143 頁、2007 年、査読無し。

⑧小泉洋一「政教分離」『憲法の争点』別冊ジュリスト 186—187 号、112—113 頁、2008 年、査読無し。

⑨小泉洋一「トルコの政教分離に関する憲法学的考察」甲南法学 48 巻 4 号、475—541 頁、2008 年、査読無し。

⑩小泉洋一「サルコジ大統領と『セクト』問題」中外日報、27183 号、2008 年、4—4 頁、査読無し。

〔学会発表〕(計 1 件)

小泉洋一、Laïcité et Constitutionnalisme au Japon、国際憲法学会第 7 回世界憲法会議、2007 年 6 月 14 日、アテネ（ギリシア）、ザピオン国際会議場。

〔図書〕(計 1 件)

小泉洋一、倉持孝司、尾形健、福岡久美子『憲法の基本』、法律文化社、2008 年、総ページ 312 頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小泉洋一

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者